

用語の説明

会計の種類

県の会計は、次の3会計に分けて経理されています。

一般会計 県行政の基本的かつ普遍的な経費、例えば福祉、教育、警察等に要する経費について県税、地方交付税等を主な財源として経理する会計です。

特別会計 県が特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分してその経理を明確にするため、法律または条例によって設置した会計をいいます。現在、県には用品等集中管理事業等13会計があります。

企業会計 県が独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う際に条例によって設置するもので、現在、県には、病院事業、電気事業、工業用水道事業等6会計があります。企業会計は、公共の福祉を目的とするとともに、企業の経済性を発揮することも求められており、経理の方式等も一般会計や特別会計とは異なっています。

歳入科目

一般会計の歳入は、次のような科目に分けられています。

県税 県の行政に要する経費を賄うために、地方税法の規定に基づいて県民の皆さんや県内に事務所を持つ法人等に納めていただく税です。現在、県民税、不動産取得税、自動車税等14の税目があります。

地方消費税清算金 消費税の国税への申告納付は、事業主の本店所在地において行われるので、都道府県間において、それぞれの消費ウエイトに応じて清算を行うものです。

地方譲与税 国が徴収する地方道路税、石油ガス税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方道路譲与税、石油ガス譲与税および航空機燃料譲与税があります。

地方特例交付金 県民税および事業税の恒久的な減税の実施に伴い生じる地方税の減収に対し、減収額の一部について国から交付されるものです。

地方交付税 地方公共団体の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として所得税および酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%ならびに国のたばこ税の25%が充てられています。

交通安全対策特別交付金 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反等の反則金を財源に、交通事故件数、人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。

分担金および負担金 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令等の規定に基づき賦課徴収するものです。

使用料および手数料 県の施設や行政サービスを利用する人々から、それに要する経費の全部または一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料等があります。

国庫支出金 県が行う事務事業の経費の全部または一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。

〔国庫負担金〕 義務教育、生活保護等国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について、国が全部または一部の経費を負担するものです。

〔国庫補助金〕 国が費用の一部または全部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励し、援助するものです。

〔国庫委託金〕 国勢調査、国政選挙等本来国が行うべき事務について、国が経費の全部を負担して地方公共団体が事業を実施するものです。

財産収入 県の財産を貸し付けたり、売り払うことによる収入です。

寄附金 県以外から金銭を譲り受けるものです。

繰入金 他の会計、財政調整基金等から繰り入れるものです。

繰越金 県の前年度の余剰金を受け入れるものです。

諸収入 地方税の延滞金や預金利子、県からの貸付金の元利償還金、受講料収入等さまざまなものが含まれています。

県債 県が学校または病院を建てたり、道路または河川を整備する等多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図り、財源を確保するため、県の信用において長期の資金借入れを行うものです。起債に当たっては、平成17年度までの間、原則として総務大臣の許可が必要となっています。

自主財源・依存財源

県の歳入は、一つの分類として、県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。自主財源には、県税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、繰越金等が含まれ、依存財源には、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県債等があります。

自主財源の比率が高いほど、自主的な財政運営ができることとなります。

一般財源・特定財源

県の歳入は、その用途が特定されている特定財源と用途が特定されていない一般財源とに分類することもできます。特定財源は、国庫支出金、県債、使用料および手数料、分担金および負担金、諸収入等で、一般財源は、県税、地方譲与税、地方交付税等です。

目的別歳出分類

県の歳出を行政目的によって分類したものをいい、次のような科目に分けられています。

議会費 県議会議員の報酬、県議会の定例会および臨時会の開催に要する経費等です。

総務費 人事、財政、文書、出納等の管理的経費および企画、徴税、選挙、統計、監査委員、人事委員会等の経費です。

民生費 社会福祉の向上を図るため、児童、老人および障害者のための福祉施設の整備および運営、各種援護対策等に要する経費です。

衛生費 老人保健をはじめとする各種医療対策、精神衛生対策、環境衛生対策等に要する経費です。

労働費 勤労者の福祉に要する経費、職業訓練のための経費等です。

農林水産費 農業生産基盤、林道および漁港の整備、青果物等の流通対策等に要する経費、各種試験研究機関に要する経費等です。

商工費 中小企業およびその組合の育成、地場産業、商店街および観光の振興等に要する経費です。

土木費 道路、河川、公営住宅、都市公園等公共施設の整備または維持管理に要する経費等です。

警察費 警察官の給与費、警察施設の整備、防犯や交通安全対策に要する経費等です。

教育費 公立小中学校、県立高校等の教職員の給与費、高校建設費、社会教育および保健体育の振興に要する経費、県立大学に要する経費等です。

災害復旧費 災害によって被害を受けた公共土木施設や農林水産施設の復旧に要する経費です。

公債費 県債の償還のための元金や利子およびその発行に要する経費等です。

諸支出金 他の歳出科目のいずれにも分類されないもので、市町村への利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金等です。

予備費 予算に計上したもの以外に、予算の執行過程で不測の事態が生じた場合に備える経費です。

性質別歳出分類

県の歳出を経費の性質を基準として分類したものをいいます。

義務的経費 人件費（職員の給与費等）、扶助費（生活保護や児童福祉施設の措置費等法令の規定により支出するもの）、公債費（県債の償還に要する経費）からなっており、その経費支出が義務付けられているものです。一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低いほど財政は弾力性があり、高いほど硬直化しているといえます。

投資的経費 道路、橋りょう、河川、学校、公営住宅等生活関連施設の建設、整備等行政水準の向上に直接寄与する経費で、公共事業費および災害復旧事業費からなっています。

その他行政経費 義務的経費および投資的経費以外の経費で、補助金、貸付金、繰出金、物件費等をいいます。